

東京都水道局が発注する「経済安全保障推進法」に該当する 工事・業務委託案件に係る契約手続時の留意事項について

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 【経済安全保障推進法】

経済施策を一体的に講ずることによる**安全保障の確保の推進**に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）が**令和5年11月に施行**されました。

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、**安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大**していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び**特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度**並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、**安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的**としています。

特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の概要

基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、**基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定**し、国が指定した**重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度**が構築され、**令和6年5月17日から制度の運用が開始**されました。

国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）することができます。

なお、**国の審査期間は原則30日（延長最大4月・短縮あり）**と示されています。



経済安全保障推進法に基づく導入等計画書の提出

～入札参加者又は随意契約において指名を受けた方へ～

特定社会基盤事業者として国から東京都（東京都水道事業）が指定されました。よって、**東京都水道局が発注する工事や業務委託のうち、経済安全保障推進法に該当する案件**については、国の審査を受けるため**同法に基づき導入等計画書及び添付書類（以下「導入等計画書等」という。）を、当局が届け出る必要**があります。

入札参加者又は随意契約において指名を受けた方は、**導入等計画書等にあらかじめ必要事項を記入しておき、当局が提出を求めた際は、期限内に提出**をお願いいたします。

また、当局は、経済安全保障推進法に基づく国の審査結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合があります。

このため、**入札参加者又は随意契約において指名を受けた方は、当局から追加的な対応を求められる可能性があります。**

なお、**国の審査結果によっては、落札者とならない又は見積合わせを実施しない場合があります。**

導入等計画書等の作成・提出における留意点

～落札予定者（経済安保）又は指名を受けた方（経済安保）へ～

落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）になった方は、**導入等計画書等**を作成するに当たり、**以下の点に留意して作成し、期限内に提出**してください。

提出書類については、**正副（正は当局が定めるファイル形式、副はPDF形式）**を提出してください。

なお、書類の作成・提出に当たっては、**関係法令等や各省庁のホームページ、当局が作成した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の適用を受ける案件に係る競争入札等参加者心得」及び「指示事項」**を参照してください。

1 国へ直接提出することが認められている項目について

落札予定者（経済安保）又は指名を受けた方（経済安保）が保有する情報であって、**国に直接提出が認められている項目及び添付書類は、国土交通大臣に提出**してください。

2 当局への提出書類について

（１）当初提出していただくもの

提出期限等の日数には、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日(以下「**閉庁日**」という。)は含みません。

工事	業務委託	様式	提出期限及び提出方法	記入方法
○	○	・ 当局の指示事項 別紙 1 国土交通大臣に直接提出する情報等の報告書	「提出期限」 ■ 競争入札の場合、落札予定者（経済安保）となった者は、当局から通知を受けた日の翌日から起算して 原則 5 日以内（閉庁日を除く。） に提出してください。	■ 必要事項を記入
○	○	・ 国様式 導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告	「提出期限」 ■ 競争入札の場合、落札予定者（経済安保）となった者は、当局から通知を受けた日の翌日から起算して 原則 5 日以内（閉庁日を除く。） に提出してください。	■ 必要事項を記入 ■ 提出予定日 は、原則、 当局へ導入等計画書を提出する日の 3 日後から 5 日後（閉庁日を除く。）までの日付 を記入してください。
○	—	・ 国様式 第四（一） （省令第九条第一項及び第二十一条関係） 導入等計画書 （特定重要設備の 導入 を行う場合）	■ 随意契約の場合、指名を受けた者（経済安保）は、指名通知から 原則 5 日以内（閉庁日を除く。） に提出してください。 「提出方法」 当局が指定するメールアドレス宛てに提出してください。	■ 直接国へ提出する情報については、あらかじめ「直接提出済」と記入 してください。 ■ その他該当する項目を記入してください。 ■ 提出時において、 構成設備の供給者が未定の場合は「未定」と記入 してください。
—	○	・ 国様式 第四（二） （省令第九条第一項及び第二十一条関係） 導入等計画書 （特定重要設備の 重要維持管理 等を行わせる場合）	「提出方法」 当局が指定するメールアドレス宛てに提出してください。	■ 直接国へ提出する情報については、あらかじめ「直接提出済」と記入 してください。 ■ その他該当する項目を記入してください。

（２）国への直接提出後に提出していただくもの

当局の指示事項 別紙 3「**国土交通大臣に直接提出する情報等の提出済報告書**」を速やかに提出してください。

（３）導入等計画書等の提出後、変更があった場合に提出していただくもの

国様式「**導入等計画書の変更の案**」、「**変更の内容を記載した導入等計画書**」、「**導入等計画書の変更の報告**」により、遅滞なく報告してください。

（４）国から勧告等があった場合に提出していただくもの

当局が指定する期限内に、国が定める様式「**勧告の応諾等に関する通知書**」に必要事項を記入し、当局に提出してください。

なお、当局は、勧告を受けた日から**10 日以内に勧告の諾否等について国へ通知する必要があるため、短期間での提出を求める**ことになりますので御留意ください。